

令和7年2月7日（金）

第1回臨時教育委員会會議録

我孫子市教育委員会

- 1 招集日時 令和7年2月7日(金) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会 大会議室
- 3 出席委員 教育長 丸 智彦 委 員 村松 弘康  
委 員 新山 訓代 委 員 中村 通宏  
委 員 横山 春奈
- 4 欠席委員 な し
- 5 出席事務局職員  
教育総務部長 山田 和夫 生涯学習部長 菊地 統  
生涯学習部次長兼文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎  
総務課長 高橋 純 教育相談センター所長 遠藤 美香
- 6 欠席事務局職員 な し

午後 1 時 3 0 分開会

○丸教育長 ただいまから令和 7 第 1 回臨時教育委員会を開会いたします。

---

#### 会議録署名委員指名

○丸教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により、会議録署名委員を指名します。中村委員にお願いします。

---

#### 臨時教育委員会開催の経緯及び議案の概要

○丸教育長 まず初めに今臨時教育委員会開催の経緯及び 3 議案の概要について事務局から説明をお願いします。

○高橋総務課長 議案の審査を行っていただく前に、私から今臨時教育委員会開催の経緯及び 3 議案の概要についてご説明させていただきます。

初めに、臨時教育委員会を開催することとなった経緯についてです。

3 月議会に議案として提出しなければならない案件が 3 件生じ、議案内容の確定がそれぞれ 1 月の定例教育委員会には間に合わなかったため、また、2 月の定例教育委員会では議会への議案の上程に間に合わないため、この時期に臨時教育委員会を開催させていただきました。

次に、今議会で議案を上程することとなった経緯についてです。

まず、議会の議決の要否について改めてご説明させていただきます。議会の議決については、地方自治法第 9 6 条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定があります。この条例第 2 条の規定により、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約、また、第 3 条の規定により、予定価格が 2, 0 0 0 万円以上の財産の取得について議会の議決が必要となります。

続きまして、各議案の概要についてご説明いたします。

議案第1号については、当該工事が長期間にわたること、また、騒音が生じる作業を夏季休暇中に実施するため、昨年12月議会の補正予算において債務負担行為を設定し、今年度中に事業者の選定を行い、令和7年4月から工事を始められるようにしたものです。事業者の選定は、総合評価方式入札により実施し、2月4日に開札を行い、5日に落札者の決定を行ったため、今臨時教育委員会に議案を上程させていただきました。

議案第2号については、令和6年4月30日に契約を締結したのですが、工事を進めていく中で、変更が生じ、契約金額が増額となり、1億5,000万円以上となることから、議会の議決が必要となったものです。工事の契約変更については、「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン（平成29年4月 我孫子市）」に「その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。」とあり、議案第2号の工事についても、軽微な設計変更によるものが複数あったことから、工期の末に契約の変更を行うものです。

議案第3号については、教師用指導書を購入するものです。教師用指導書の購入については、昨年から、他の自治体で議会の議決を経ずに契約し、追認の議案を上程したことがニュースになりました。今まで、教師用指導書は単価契約により契約を締結していました。単価契約は、例えば、「中学校地理1冊いくらを何冊」という契約になるため、指導書1冊当たりで予定価格を定めていました。このため、先ほどご紹介した条例の規定、予定価格が2,000万円以上には該当しないため、議会の議決は必要ないとの解釈のもと事務を進めてきました。これを機に他市の事例を参考に庁内で関係各課と当該契約について改めて検討しました。検討を行っていく中で、単価による契約であっても契約の内容によっては、一度の支払いが2,000万円以

上となる場合には議決を要するとの解釈もあり、我孫子市としても教科書・指導書の購入については、このようにした方がより適切な取扱いになるとの結論に達しました。今後の契約については、一度の支払いが2,000万円以上となる場合には議決を執るとの扱いに変更します。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

議案第1号で、総合評価方式の入札とありましたが、総合評価方式のほかにどういった入札方式があるのでしょうか。

○高橋総務課長 ほかには、価格の安いものが受託者となるような、価格のみでの選考となる一般競争入札が通常となります。我孫子市の場合は、予定価格が5,000万円を超える工事については、総合評価方式といい、価格だけではなく、過去の工事成績や市への貢献度といった評価点を加味した入札の方式を執っています。

○丸教育長 ありがとうございます。

よろしいですか。

---

### 議案第1号

○丸教育長 日程第2、議案の審査を行います。

議案第1号、工事請負契約の締結について事務局から説明をお願いします。

○高橋総務課長 議案第1号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案理由は、我孫子市立久寺家中学校屋上防水、外壁等改修工事の請負契約を締結するため提案するものです。

この契約の目的は、我孫子市久寺家中学校屋上防水、外壁等改修工事です。契約の方法は、総合評価方式一般競争入札による契約になります。契約金額

は、2億7万2,400円、契約の相手方は、立沢建設株式会社です。

この工事の内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。

2ページの「1事業概要 (3)事業目的」にありますように、この校舎は昭和50年から昭和56年にかけて建設され、建設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。令和6年1月には管理教室棟及び普通教室棟(A棟)の外壁(化粧モルタル)が一部剥落したことから、屋上防水、建具等と併せて改修を実施します。事業期間は、令和7年4月1日から令和8年2月27日までの予定で実施いたします。

久寺家中学校は、このほか、屋内消火栓設備等改修工事、給食等換気設備改修工事、防災電気設備更新工事、3つの工事を別契約にて契約し、併せて実施します。

○丸教育長 これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

これは長寿命化改修ですか。

○高橋総務課長 長寿命化改修の内容ではなく、中規模改修になります。長寿命化改修というのは、躯体を残し、全てをリニューアルするような工事となっています。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

---

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第1号、工事請負契約の締結について原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

---

## 議案第2号

○丸教育長 続きまして、議案第2号、工事請負契約の変更について事務局から説明をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 議案第2号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

提案理由は、我孫子市民体育館給排水設備等更新工事について、利用者からの要望を踏まえ、仮設トイレ及び仮設シンクの種類の変更及び増設を行うこと、工事の過程で発見された地盤沈下に係る改修作業を行うこと等から、契約金額を増額するため、工事請負契約の一部を変更するため提案するものです。

今回の工事は、市民体育館の浄化槽の入れ替え、給排水設備の更新という大規模な工事で、令和5年度に設計を実施し、今年度施工しているものです。

本工事の予定価格は、1億4,773万円で、1億5,000万円以下のため、議会の議決は当初不要となっていました。4月入札の結果、株式会社ダイエックスが1億3,591万1,600円で落札し、5月から工事を開始していましたが、先ほどの提案理由にもありますように、利用者からの声もあり、仮設トイレとシンク増設、それから当初予定していなかった箇所での地盤沈下に関する改修を実施しました。

このことを受けて、工事金額の増額をする必要が生じ、減額箇所との調整を行った結果、本年1月に1,034万2200円の増額となることが判明いたしました。変更契約後の契約金額は1億4,625万3,800円となっていますが、設計変更後の予定価格ベースで見ますと、1億5,807万2,200円となり、変更後の予定価格が1億5,000万円を超えたため、3月議会の議決が必要となりました。このため、あらかじめ教育委員会議において議案として上程し、審査をしていただくこととなりました。よろしく

お願いいたします。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

説明の中で1億5,000万円を超えるとありましたが、5ページの「変更後」には、1億4,625万3,800円になっているのは何か理由があるのですか。

○辻文化・スポーツ課長 契約金額としては、1億4,625万3,800円なのですが、予定価格ベースで増額した分を足し合わせると、1億5,000万円を超えるということで、議決が必要になります。

○高橋総務課長 先ほどご紹介させていただいた議決が必要な場合について、条例で定めているのですが、こちらは契約金額が1億5,000万円ではなく、予定価格が1億5,000万と定めているため、今回予定価格は1億5,000万を超えたため、議決が必要となりました。

○村松委員 予定価格と契約金額の違いを教えてください。

○辻文化・スポーツ課長 予定価格は、あくまで予算の枠内で、この価格までを上限としますという金額です。それをもとに入札を行った金額が契約金額です。

○高橋総務課長 変更契約の場合も変更分について、積算基準に基づいて積算し、それが予定価格となります。元の契約は入札をしていることから、その変更分の予定価格に落札率を掛けるため変更分も予定価格よりは少額となるということです。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

---

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第2号、工事請負契約の変更について原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

---

### 議案第3号

○丸教育長 続きまして、議案第3号、財産の取得について事務局から説明をお願いします。

○遠藤教育相談センター所長 議案第3号、財産の取得についてご説明いたします。

提案理由は、小学校における特別支援学級の増加及び中学校教科書の改訂に伴い必要となる教師用指導書を購入するため提案するものです。

市内小中学校及び教育委員会において教師用指導書を使用するため、次のとおり財産を取得します。

取得する財産は、小学校教師用指導書（デジタル版を含む）343冊、中学校教師用指導書（デジタル版を含む）392冊となります。取得価格は、2,275万3,940円になります。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

——よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

---

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第3号、財産の取得について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

---

○丸教育長 以上で令和7年第1回臨時教育委員会を終了します。

お疲れ様でした。

午後1時50分閉会